

転籍届 記載例

転籍届

提出する日を記入してください。 → ○年 ○月 ○日届出

愛知県尾張旭市 長 殿

受理 第 号	年月日	発送 年月日	長 印
送付 第 号	年月日		
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票
住民票	通 知		

変更前の本籍を記入してください。

新しい本籍を記入してください。

本 籍	長野県下伊那郡阿智村智里 331 番 7
(よみかた)	おわり たろう
筆頭者の氏名	尾張 太郎
新 しい 本 籍	愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番 1

同じ戸籍にある人の名前、よみかた、住所、世帯主氏名を記入してください。(住所が別であっても、同じ戸籍にある人の本籍は変更されます。)

筆頭者 (名) (よみかた)	太郎	(住所…住民登録をしているところ)	愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1	(世帯主の氏名)	尾張 太郎	生定年月日	...
配偶者	はなこ 花子		同 上		同 上		..
	いちろう 一郎		長野県下伊那郡阿智村智里 331 番地 7		尾張 一郎		..

欄外に訂正署名をしてください。

尾張 太郎
尾張 花子

押印は任意です。

転籍届と同時に住所を変更する届出(転入届等)をする場合には、新住所を記入してください。(夜間休日等に届出する場合は住所の変更はできませんので、後日開庁時間内に手続きが必要です。)

届出人署名 (※押印は任意) 生年月日	筆頭者 尾張 太郎 昭和45年12月1日	配偶者 尾張 花子 昭和47年11月8日
---------------------	----------------------	----------------------

署名は必ず下記の方が自署し、押印する場合は別々の印で押印してください。

筆頭者が婚姻中の場合⇒筆頭者及び配偶者
 筆頭者が単身者の場合⇒筆頭者
 筆頭者が亡くなっている場合⇒生存配偶者(配偶者欄)
 筆頭者及び配偶者が除籍の場合⇒転籍はできません。
 (分籍はできます。詳しくはお問い合わせください。)

本 籍	番地 筆頭者 番 の氏名	番地 筆頭者 番 の氏名

平日の午前8時30分から午後5時までに連絡のとれる電話番号を記入してください。

連絡先 電話 ○○○(○○)○○○
 自宅・勤務先()

※ 現在の本籍地の「戸籍謄本」(通(有料)を届書に必ず添付してください。ただし、同一市区町村内の転籍のみ添付を省略できます。戸籍法第百八条項)

届出できる場所：本籍地、新本籍地、住民登録地、所在地のいずれかの市区町村
 (この届出は夜間、休日でも届出することができます。)

必要なもの：転籍届 1 通
 戸籍謄本 1 通 (同一市区町村内で転籍する場合は不要)

※戸籍の届出は、休日や夜間も宿直室にて受付しますが、届書の記載に不備がある場合や必要な書類がない場合等には後日開庁時間内に来庁していただくことがあります。

※届書は鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。

※別の市区町村へ転籍すると、今までの戸籍は除籍になります。また、住所の履歴等が記録されている戸籍の附票も同時に除かれます。

※届出内容が戸籍に記載され、戸籍謄本等が発行できるようになるまでに1週間程度かかります。